（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　（略）

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が森林経営管理法第六十二条第一項に規定する災害等防止措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四～八　（略）

九　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第六十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

（森林組合法施行規則の一部改正）

第三条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（森林組合の員外利用制限の特例） **第一条**　森林組合法（以下「法」という。）第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） 四　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十七条の規定に基づき経営管理支援法人としての指定を受けた法人であって、同法第五十八条各号に掲げる業務について当該森林組合の事業を利用しようとするもの 五　森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの イ　法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行うもの ロ　法第百一条第八項の規定により、国、地方公共団体その他第百六条第一項に規定する法人に法第百一条第一項第二号に掲げる事業その他第百六条第二項に規定する事業を利用させるために当該森林組合の事業を利用しようとするもの	（森林組合の員外利用制限の特例） **第一条**　森林組合法（以下「法」という。）第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） （新設） 四　法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行う森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四～八　（略）

九　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第四十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。